

新発田市観光大使制度実施要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人新発田市観光協会(以下、「協会」という。)は、様々な分野で活躍している者や新発田市(以下「市」という。)の魅力を国内外に発信し、交流人口の拡大及び観光振興を図るため、新発田市観光大使制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 新発田市観光大使制度は、以下の区分を設けるものとする。

- (1)新発田市観光大使(以下、大使という。)
- (2)新発田市観光アンバサダー(以下、アンバサダーという。)

(大使の委嘱)

第3条 大使は次の各号のいずれかに該当する個人または団体のうち適当と認めるものを「新発田市観光大使委嘱状(別記第1号様式)」により、協会が委嘱する。

- (1)市出身又は市にゆかりがあり、各方面の分野で広く活躍し、多くの人から親しまれている者。
- (2)前号に掲げる者のほか、特に理事長が必要と認める者。

(大使の活動)

第4条

- (1)市の魅力を積極的に宣伝すること。
- (2)当協会が携わる事業に可能な限り協力すること。
- (3)その他理事長が必要と認めるもの。

(アンバサダー対象者)

第5条 アンバサダーは次の各号に掲げるすべてに該当する者を対象者とする。

- (1)市の出身または市にゆかりがある者で芸能、文化、芸術、スポーツ、教育、歴史などの分野で活躍し、市に深い理解と愛着を持ち、自律した活動ができる者。
- (2)ウェブ(ホームページ、ブログ、フェイスブック等)等による情報発信が可能な者または幅広い人脈を持ち、その人脈を活用して広く情報発信が可能な者。

(アンバサダーの役割)

第6条 アンバサダーは、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1)ウェブや口コミのほか、様々な場面で市の魅力を積極的に宣伝すること。
- (2)1年に一度、「新発田市観光アンバサダー活動報告書」(別記第4号様式)により、事務局へ活

動報告を行い、事務局と情報交換を行うこと。

(3) その他、協会が別に定めるガイドラインに従うこと。

(アンバサダーの承認及び否認)

第7条 アンバサダーの認定を希望する者は、「新発田市観光アンバサダー認定希望申請書(第2号様式)」を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた場合、理事長は速やかに審査を行い、その結果を「新発田市観光アンバサダー認定／不認定証(別記第3号様式)」により申請者に通知する。

(任期)

第8条 大使並びにアンバサダーの任期は以下のとおりとする。

(1) 大使の任期は、委嘱状を交付した日から辞退の申出があった日までとする。

(2) アンバサダーの任期は、認定した年度の末日までとする。但し、更新の意思表示があった場合は1年延長することができる。

(解職)

第9条 理事長は、大使またはアンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、解職させることができる。

(1) 相応しくない行為があったとき。

(2) 対象者の所在が不明となったとき。

(3) 心身の故障のため、大使及びアンバサダーとしての活動に支障が出た場合

(4) アンバサダーに認定されたもので活動報告書の提出をしないもの

(5) その他理事長が不適格と認めた場合

(報酬等)

第10条 大使に対する報酬は支給しない。但し、職務遂行のため、次に掲げるものを予算の範囲内で提供及び支給することができる。

(1) 名刺

(2) 各種パンフレット及びイベントポスター等の広報物

(3) イベント参加への必要経費

(4) その他理事長が必要と認めるもの

2 アンバサダーに対する報酬は支給しない。但し、別に定めるアンバサダーのロゴを使用できるほか、協会が制作する広報物等、理事長が必要と認めたものを支給することができる。

(庶務)

第11条 新発田市観光大使制度に関する庶務は、協会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年6月3日から施行する